

可燃ごみ焼却施設の維持管理に関する計画書

1. 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の保全のため達成することとした数値

1-1 排ガス性状（乾ガス基準 O₂=12%換算値）

ばいじん量	0.01 g / m ³ N
硫黄酸化物	20ppm
窒素酸化物	50ppm
塩化水素	30ppm
一酸化炭素（4 h 平均）	30ppm
水銀	0.03 mg / m ³ N
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ / m ³ N

1-2 放流水性状

水素イオン濃度	pH5.8 以上 8.6 以下
生物学的酸素要求量	160 mg / ℓ
化学的酸素要求量	160 mg / ℓ
浮遊物質	200 mg / ℓ
大腸菌群数	3000 個 / cm ³
全窒素	120 mg / ℓ
全リン	16 mg / ℓ
カドミウム及びその化合物	0.03 mg / ℓ
鉛及びその化合物	0.1 mg / ℓ
シアン化合物	1 mg / ℓ
アルキン水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキン水銀その他の水銀化合物	0.005 mg / ℓ
ダイオキシン類	10pg-TEQ / g

2.排ガスの性状、放流水の水質の測定頻度に関する事項

項目		頻度
排ガス	ばいじん量	1回/2ヶ月以上
	硫黄酸化物	
	窒素酸化物	
	塩化水素	
	一酸化炭素（4h平均）	
	水銀	2回/年
	ダイオキシン類	1回/年以上
放流水	水素イオン濃度	1回/月以上
	生物化学的酸素要求量	
	化学的酸素要求量	
	浮遊物質量	
	大腸菌群数	
	全窒素	
	全リン	
	カドミウム及びその化合物	1回/年以上
	鉛及びその化合物	
	シアン化合物	
	アルキル水銀化合物	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
	ダイオキシン類	

3. その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則 第四条の五</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>1. 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p>	<p>施設へのごみ投入は、当該施設の処理能力を超えないように行います。</p>
<p>2. 焼却施設にあっては、次の通りとする。 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。</p>	<p>ピット・クレーン方式により、常時、ごみを均一に混合して、燃焼室にごみを投入します。</p>
<p>ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める燃焼施設にあっては、この限りではない。</p>	<p>燃焼室へのごみの投入は、給じん装置を通して外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行います。</p>
<p>ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。</p>	<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度 850°C以上に保ちます。</p>
<p>ニ 焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生じるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りではない。</p>	<p>焼却灰の熱しゃく減量が 1 %以下になるように焼却します。</p>
<p>ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p>	<p>運転を開始する場合には、助燃装置を作動させ、炉温を速やかに上昇させます。</p>
<p>ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。</p>	<p>運転を停止する場合には、助燃装置を作動させ、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。</p>
<p>ト 燃焼室中のガス温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>燃焼室中のガス温度を連続的に測定し、かつ、記録します。</p>
<p>チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合においては、この限りではない。</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 160°Cに冷却します。</p>

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則 第四条の五</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。</p>
<p>ヌ 冷却設備及び排ガス処理施設のたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>冷却設備及び排ガス処理施設のたい積したばいじんを除去します。</p>
<p>ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を三月の一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りではない。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が 100ppm 未満（1 時間平均）となるようにごみを焼却します。 また、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が 30ppm 未満（4 時間平均）となるようにごみを焼却します。</p>
<p>ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。</p>
<p>ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、0.1 ng-TEQ/m³ N 以下となるようにごみを焼却します。</p>
<p>カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）二月に一回以上測定し、かつ、記録します。</p>

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則 第四条の五</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように、排ガス処理設備及び排ガス分析計を設置し、排ガスを測定、管理します。</p>
<p>タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、また冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>煙突から排出される排ガスを水により冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにします。</p>
<p>レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りではない。</p>	<p>焼却灰は主灰押出装置を通り、灰ピットに貯留されます。ばいじんはボイラ、減温塔及び集じん器より排出され飛灰貯留槽に貯留されます。</p>
<p>ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p>	<p>ばいじん又は焼却灰の溶融を行わないため適用外。</p>
<p>ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ記録すること。</p>	<p>ばいじん又は焼却灰の焼成を行わないため適用外。</p>
<p>ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p>	<p>ばいじんの薬剤処理を行う場合があります。その際は、ばいじん、薬剤及び水を均一に混合します。</p>
<p>ナ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他消の消火設備を備えること。</p>	<p>火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他消の消火設備を備えます</p>
<p>3. ガス化改質方式の焼却施設にあっては、前号レからナまでの規程の例によるほか、次の通りとする。 以下省略</p>	<p>ガス化改質方式ではないため適用外。</p>

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則 第四条の五</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>4. ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては前号ヨ、ツ、ソ及びネの規定の例による。</p>	<p>ばいじん又は焼却灰の処理施設ではないため適用外。</p>
<p>5. 高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つよう温度及び空気量を調整すること。</p>	<p>高速堆肥化処理施設ではないため適用外。</p>
<p>6. 破碎施設にあっては、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な装置を講じること。</p>	<p>可燃性粗大ごみ破碎機には、飛散防止カバーが付属されています</p>
<p>7. ごみ運搬用パイプライン施設にあっては、次の通りとする。 以下省略</p>	<p>ごみ運搬用パイプライン施設ではないため適用外。</p>
<p>8. 選別施設にあっては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な装置を講じること</p>	<p>選別施設ではないため適用外。</p>
<p>9. 固形燃料化施設にあっては、第二号ヨ及びナの規定の例によるほか、次の通りとする。 以下省略</p>	<p>固形燃料化施設ではないため適用外。</p>
<p>10. ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>ごみ投入口を、ゴミ搬入車両の寸法に対し十分余裕のある寸法にすることにより、ごみの飛散を防止します。悪臭発生源であるごみピット内空気を燃焼空気として使用することによりピット内を負圧に保ち悪臭の発散を防止します。</p>
<p>11. 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p>	<p>プラットホームに高圧洗浄機を設け、構内の清潔を保持し、蚊、はえ等の発生を防止します。</p>
<p>12. 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講じること。</p>	<p>著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講じます。</p>
<p>13. 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。</p>	<p>プラント排水は施設内で排水処理を行い、場外へは放出しません。 生活排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとし ます。</p>

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則 第四条の五</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>14. 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。</p>	<p>昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整95号」による各種分析・検査頻度及び方法に準拠した維持管理を行います。</p>
<p>15. 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。</p>	<p>維持管理計画通りに組織体制に基づき、維持管理を行います。</p>
<p>16. 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。」「</p>	<p>法令に係る記録に準拠した維持管理を行います。</p>